

## 【 ケータリングカー(移動販売車)及び飲食・物品販売出店要項 】

### 1. 募集の目的

県立運動公園のオープンスペースを活用した魅力づくりの一環として、ケータリングカー(移動食品販売車)及び出店者※(以下、出店者)を利用した飲食・物品販売を行い、これまで推進してきた利用者の利便性の向上と公園等の魅力アップをさらに高めることを目的とします。

### 2. 募集概要

当協会では、指定管理者として管理する長崎県立総合運動公園において、ケータリングカーを利用した 飲食・物品販売を行う出店者を募集します。

#### (1) 出店場所及び区画 別表1のとおり

※出店区画は長崎県公園緑地協会(以下、緑地協会)の指定する場所に限りません。

#### (2) 出店資格 ケータリングカーを所有する個人、法人又は任意団体及び店舗を構える者。

ただし、別途当緑地協会に認められた場合はこの限りではありません。

#### (3) 出店しようとする個人、法人又は任意団体及びその代表者若しくは個人が次に該当する場合は出店することが出来ません。

\* 未成年者、成年被後見人のみの場合

\* 破産者であって、復権していない者

\* 銀行取引停止処分を受けている者

\* 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

\* 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

\* 申し込み業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けた者

\* 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

\* 住民税等の税金を滞納している者

\* 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者

#### (4) 出店しようとする個人、法人又は任意団体及びその代表者若しくは個人が次に該当する者でなければ申し込みすることが出来ません。

\* 公的機関の定める営業許可証がある者(開業までに取得すれば可)

\* 食品衛生責任者等資格を有する者(開業までに取得すれば可)

\* ケータリングカー及び出店が実施可能である者

\* 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができる者

\* 適切なゴミ処理(残飯類)及び販売後、ケータリングカー及び周囲のゴミ(包装類)回収を行える者

\* 販売スケジュール、区画に同意できる者

\* 緑地協会の設立趣意に同意できる者

\* 今後協会が開催する、各種イベント、企画等に積極的に参加、協力のできる者

#### (5) 販売が可能な商品及び販売スケジュール

① 販売が可能な商品は保健所の許可を得たケータリングカーでの飲食物とします。

- ② イベント、企画等によりその内容を見直す事もあります。
- (6) 営業時間 原則として、午前 10 時 00 分から午後 16 時 00 分まで。
  - ※ ただし、状況により変更(短縮、延長等)は可能とします。
- (7) 営業料(最低保証料付歩合型)
  - ① 出店料は頂きません。
  - ② テントをご利用の出店者は別途、テント借用料金をいただきます。
  - ③ 売上歩合(税込)
    - \* 営業料のお支払い金額は、歩合(月間総売上)で算出し、精算します。  
なお、歩合率 10%を収めていただきます。
    - \* 出店毎に販売実績報告書(帳簿)を提出していただきます。
    - \* 営業料は、指定口座へ振込送金する方法により毎月お支払いいただきます。  
なお、振込の際にかかる振込手数料は出店者のご負担となります。
    - \* 無許可での営業が発覚した場合、懲罰金として 2 万円を請求させていただきます。
    - \* 営業料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

### 3. その他留意事項

- \* 販売品は、衛生的に取り扱ってください。
- \* 電源が必要な方は発電機を持参してください。
- \* ケータリングカー及び出店の搬入・搬出は出店者各自で行ってください。
- \* 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。
- \* 緑地協会は、出店における食中毒の発生等に係る責任を負いません。
- \* 販売終了後は、設置前と同じ状況(現状復帰)へ戻してください。
- \* 販売品についての事故や苦情は、原則として出店者の責任とし、迅速な対応を行うようお願いいたします。
- \* 破損、紛失等について、緑地協会では一切責任を負いません。
- \* 出店者が緑地協会の運営方針に反する行為を行った時は、出店を停止させることがあります。
- \* 出店者が虚偽の申請をした場合は、出店を停止させることがあります。
- \* 出店者は、出店者許可登録後、出店依頼に対し常時出店できるよう努めてください。
- \* 出店により出た排水は、各出店者でお持ち帰りください。
- \* 出店者は、販売中必ずゴミ箱を設置し、販売後はお持ち帰りください。
- \* 出店により生じた園内敷地の汚れ(油漏れ)等は出店者により清掃等の処理を行っていただきます。

### 4. お問い合わせ(土日祭日を除く平時 8:30~17:15 まで)

- \* 一般社団法人 長崎県公園緑地協会
- \* 〒854-0061 長崎県諫早市宇都町 27 番 1 号 長崎県立総合運動公園内
- \* 電話 0957-22-0129 FAX 0957-22-7515
- \* Mail:nagasaki.park@gmail.com
- \* URL [http:// https://nagasaki-park.jp/](http://https://nagasaki-park.jp/)

## 【出店区画】



### Aスペース

ちびっこ広場横スペース

休日にはたくさんの家族連れでにぎわいます。  
隣接した芝生広場ではシートを広げて、たくさんの  
来園者がくつろいでいます。



### Bスペース

野球場横スペース

定期的に野球・ソフトボール大会が開催されます。  
また、第3駐車場入り口の正面に位置します。